

別添 特定個人情報の移転先一覧

連番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	市長	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の1の1 ※以下条例文は省略	大分市障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
2	市長	別表第2の1の2	大分市障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
3	市長	別表第2の1の3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
4	市長	別表第2の1の4	療育手帳に関する事務であつて規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
5	市長	別表第2の1の5	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
6	市長	別表第2の1の6	大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
7	市長	別表第2の1の7	大分市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度

別添 特定個人情報の移転先一覧

連番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
8	市長	別表第2の1の8	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
9	市長	別表第2の1の8の2	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
10	市長	別表第2の1の9	大分市介護保険条例による介護用品購入費の支給に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
11	市長	別表第2の1の10	介護サービス等利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
12	市長	別表第2の1の11	大分市営住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
13	市長	別表第2の1の12	大分市地域特別賃貸住宅条例による地域特別賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
14	市長	別表第2の1の13	大分市従前居住者用賃貸住宅条例による従前居住者用賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
15	市長	別表第2の2の3	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
16	市長	別表第2の2の5	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
17	市長	別表第2の2の7	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度

別添 特定個人情報の移転先一覧

連番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
18	市長	別表第2の2の9	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
19	市長	別表第2の2の10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する事務であって規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
20	市長	別表第2の2の13	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であつて規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
21	市長	別表第2の2の15	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であつて規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
22	市長	別表第2の2の16	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であつて規則で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定個人情報ファイルの範囲と同様	府内連携システム・専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度